

あなたを狙う悪質商法！



城陽市内の各家庭を訪問して「〇〇料金が安くなる」や「家の〇〇に穴が開いている」など事実と異なる説明で全く必要の無い工事や通常より高額な工事を行う悪質商法の相談が相次いでいます。悪質な訪問販売から身を守るポイントをご家族で共有しましょう。

被害に遭わないためのポイント



- ・ ドアを開けず、インターホンかドア越しで対応する。
- ・ 「無料点検です。」 「無料で不要品を回収します。」などの甘い言葉に乗らない。
- ・ 貯蓄額や身の上話は付け入られるもと。安易に明かさない。
- ・ 契約や購入は一人で決めず、家族や相談窓口にご相談する。
- ・ 少しでもおかしいと思ったらはっきり断る。
- ・ しつこい相手は110番する。
- ・ 契約後、解約したい場合は、すぐに相談窓口にご相談する。



被害に遭ったら…… クーリングオフ！

訪問販売や電話勧誘販売等、特定の取引方法で契約した場合は、一旦申込みや契約をした後でも、一定の条件を満たせば、消費者が契約をやめることができます。

クーリング・オフが適用される場合は、解約に特別な理由や費用負担はありません。

○ クーリング・オフ制度が可能な期間

訪問販売・電話勧誘販売・訪問購入・特定継続的役務提供（語学教室・エステ・結婚紹等）…8日間
連鎖販売取引（マルチ商法）・業務提供誘引販売取引（内職商法・モニター商法等）……………20日間

○ クーリング・オフの留意点

- ・ 上記に示す期間が経過すると無条件での解約が認められません。
- ・ 令和4年6月1日から、書面によるほか、電子メール等の「電磁的記録」でも通知が行うことが可能となりました。はがきの場合は簡易書留で出しましょう。内容証明郵便を利用すれば、より確実です。
- ・ 通信販売については、クーリング・オフ（無条件での解約）はできませんが、返品特約等の表示がない場合は、商品の到着後8日以内なら、消費者が送料負担で返品可能です。必ず注文時に返品対応について確認しましょう。



メールの登録も
お願いします！

地域の安全・安心の情報をタイムリーに入手！
～防犯・犯罪情報メールの登録をお願いします～

anzen@mail.bousai.pref.kyoto.lg.jp

に空メールを送信して、返信された登録画面に必要事項を入力、
もしくはQRコードからも登録ができます。



城陽市の安心・安全
メールはこちら



京都府城陽警察署



0774-53-0110